

所得額計算表（表）

所得の種類		所得金額の計算方法
事業	営業等所得 【ア・①】	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、保険業、運輸通信業、修理業、サービス業などから生ずる所得または大工、外交員、音楽教師、集金人、漁業、内職など
	農業所得 【イ・②】	米、野菜、花、果樹などの栽培及び生産、または農家が兼業する家畜家禽などの飼育、酪農品の生産など
不動産所得【ウ・③】		貸家、アパート、貸店舗、駐車場、地代(小作料)など
利子所得【エ・④】		公社債や預金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配による所得 ※一般的に利子所得は、源泉分離課税ですから申告は不要です。ただし、国外の銀行等の預金の利子など、源泉徴収されないものなどは申告が必要です。
配当所得【オ・⑤】		株式や出資金に対する利益の配当など ※負債の利子は、株式を買ったり出資したりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。
給与所得【カ・⑥】		給料、賃金、賞与など
雑所得 ⑩	公的年金等 【キ・⑦】	国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済年金、恩給など
	業務 【ク・⑧】	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入
	その他 【ケ・⑨】	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など上記以外のもの
総合課税の譲渡所得【コ、サ・⑪】		土地・建物等以外の資産(機械やゴルフ会員権など)の譲渡によって生ずるもの ※短期譲渡: 保有期間が5年以下の資産の譲渡 ※長期譲渡: 保有期間が5年を超える資産の譲渡
一時所得【シ・⑪】		生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約に基づく満期返戻金、賞金、懸賞当選金など

(参考) 給与所得 (申告書⑥、㉑は申告書の「カ」)

給与収入㉑		給与所得		(単位: 円)	
～ 550,999	0	1,628,000 ～ 1,799,999	(A)	(A) × 2.4 + 100,000	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">所得調整控除前の給与所得 円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">所得金額調整控除 △ 円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">所得調整控除後の 給与所得⑥ 円</div>
551,000 ～ 1,618,999	㉑ - 550,000	1,800,000 ～ 3,599,999	㉑ ÷ 4	(A) × 2.8 - 80,000	
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	3,600,000 ～ 6,599,999	千円未満切捨て	(A) × 3.2 - 440,000	
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	6,600,000 ～ 8,499,999	㉑ × 0.9 - 1,100,000		
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	8,500,000 ～	㉑ - 1,950,000		
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000				

◆所得金額調整控除

次の(1)または(2)に該当する場合、所得金額調整控除の適用対象となります。

※(1)及び(2)の両方に該当する場合は、給与所得金額から(1)は控除された後に、(2)が控除されます。

(1) 給与収入が850万円を超え、下記の(A)～(C)のいずれかに該当する場合、次の算式で計算した金額が給与所得金額から控除されます。

- (A) 本人が特別障害者
- (B) 23歳未満の扶養親族を有する
- (C) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

$$\text{控除額} = \{ \text{給与収入金額(上限: 1,000万円)} - 850万円 \} \times 10\%$$

(2) 給与所得控除後の給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方があり、双方の所得の合計額が10万円を超える場合、次の算式で計算した金額が給与所得金額から控除されます。

$$\text{控除額} = \text{給与所得控除後の給与所得金額(上限: 10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得金額(上限: 10万円)} - 10万円$$

所得額計算表（裏）

（参考）公的年金等の雑所得（申告書⑦、㊦は申告書の「キ」）

65歳未満の方 ※年齢は収入のあった年の12月31日現在の年齢です。（単位：円）

年金収入㊦	公的年金等の雑所得⑦		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,300,000	㊦-600,000	㊦-500,000	㊦-400,000
1,300,001～4,100,000	㊦×0.75-275,000	㊦×0.75-175,000	㊦×0.75-75,000
4,100,001～7,700,000	㊦×0.85-685,000	㊦×0.85-585,000	㊦×0.85-485,000
7,700,001～10,000,000	㊦×0.95-1,455,000	㊦×0.95-1,355,000	㊦×0.95-1,255,000
10,000,001～	㊦-1,955,000	㊦-1,855,000	㊦-1,755,000

65歳以上の方

年金収入㊦	公的年金等の雑所得⑦		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,300,000	㊦-1,100,000	㊦-1,000,000	㊦-900,000
3,300,001～4,100,000	㊦×0.75-275,000	㊦×0.75-175,000	㊦×0.75-75,000
4,100,001～7,700,000	㊦×0.85-685,000	㊦×0.85-585,000	㊦×0.85-485,000
7,700,001～10,000,000	㊦×0.95-1,455,000	㊦×0.95-1,355,000	㊦×0.95-1,255,000
10,000,001～	㊦-1,955,000	㊦-1,855,000	㊦-1,755,000

（分離課税）…分離課税については計算が複雑となりますので直接、税務課までお問い合わせください。

（市民税・県民税の求め方）

- ・合計所得金額（申告書⑫）－所得控除額合計（申告書⑳）＝課税総所得金額㉑
- ・市民税所得割（㉑×6%）＋県民税所得割（㉑×4%）＝市県民税所得割額㉒
- ・人的控除の減額措置㉓
 - 課税総所得金額㉑が200万円以下の方
課税総所得金額㉑と人的控除の差の合計額のいずれか小さい額の5%
 - 課税総所得金額㉑が200万円超の方
人的控除の差の合計額から課税総所得金額㉑－200万円を控除した金額（5万円以下の場合は5万円）の5%
※右下の人的控除の種類参照（人的控除の差の税率の5%については、市民税3%・県民税2%です。）
- ・市民税均等割（一律3,500円）＋県民税均等割（一律2,300円）＝市県民税均等割額（5,800円）㉔
均等割は、合計所得金額（申告書⑫）が、38万円以上・扶養親族がいる場合は（28万円×（扶養人数[含む配偶者控除]＋1））＋10万円＋16.8万円[配・扶養有のみ]を超える方が課税となります。

㉒－㉓＋㉔＝市県民税額（概算） ※ふるさと納税や住宅借入金等特別控除など税額控除がある場合は計算が複雑ですのでお問い合わせください

◎市・県民税の非課税範囲について

- 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で合計所得が135万円以下の方は均等割も所得割もかかりません
- 合計所得金額(申告書⑫)が38万円以下(扶養親族がいる場合は(28万円×(扶養人数[含む配偶者控除]＋1))＋10万円＋16.8万円[配・扶養有のみ]以下)は、均等割はかかりません

※均等割のかかる合計所得額(申告書⑫)の金額

- ・扶養なし 38万円 ・扶養1人 82万8千円
- ・扶養2人 1,108千円 ・扶養3人 1,388千円
- ・以降は扶養1人増えるごとに28万円を足してください

●所得割は、合計所得金額(申告書⑫)が45万円以下(扶養親族がいる場合は35万円×(扶養人数[含む配偶者控除]＋1)＋10万円＋32万[配・扶養有のみ]以下)の方はかかりません

○人的控除の差の一覧表

人的控除の種類 (一人当)		市・県民税	所得税	控除額の差
基礎控除 (右欄は合計 所得金額)	2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	32万円	3万円
	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	16万円	1万円
	2,500万円超	0円	0円	0円
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老親	45万円	58万円	13万円
同居特別障害加算		23万円	35万円	12万円
配偶者 特別控除	38万円以上40万円未満	33万円	38万円	5万円
	40万円以上45万円未満	33万円	36万円	3万円
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
ひとり親控除		30万円	35万円	5万円
寡婦控除		26万円	27万円	1万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一般	33万円	38万円	5万円
	老人	38万円	48万円	10万円